

# 港 湾 運 送 約 款

平成12年10月31日認可

大阪港埠頭ターミナル株式会社

## 港湾運送約款

第1条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

(2) この約款を定めていない事項は、法令又は慣習(若しくは関係船会社の海上運送約款)による。

(3) 前二項の規定にかかわらず、当社が、法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。

第2条 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ産経新聞に公示又は当社のウェブサイトに掲載してこれに代える。

(2) 前項の掲示および公示又は掲載をした場合において、掲示及び公示又は掲載をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡、または船積をした時に終わる。

(2) 当社は、取扱貨物の種類、内容、(中品状態、品質、数量、容積)、荷印、副荷印、番号、及び価額については、その責を負わない。

(3) 当社は、ばら貨物については、当社の責任によって欠量した場合の外は責任を負わない。

第4条 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれに準ずる書類を当社に提出するものとする。

1. 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価額、重量、及び容積。
2. 仕向港若しくは仕出地及び到着地(国及び港、積換の要があるときは積換港名。)
3. 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先。
4. 荷送人の氏名又は商号及び住所。
5. 作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所。
6. 運賃諸掛金支払方法、その他の条件。
7. B/L作成枚数その他B/Lに関する指示。
8. その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は

指図。

- (2) 正当でない又は不完全な記載から生ずる結果については、委託者の責任とする。当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し又は補充する義務を負わない。

第5条 受託貨物は貨物を受取る権限を有することを証する書類と引き換えでなければその引渡をしない。

第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外当社は特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責を負わない。

第7条 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼす恐れのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ予め当社にこれを明告した場合の外、当社は正当な事情があるときは、できる限り委託者に通知をした後、当社の選択に従い競売若しくは任意に売却し又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する一切の責任は上記の処分によって終了する。

- (2) 前項の明告がなかった場合における当該貨物の滅失、き損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者の負担とする。

- (3) 当社が第1項の明示を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその恐れがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。

第8条 重量貨物に対しては、委託者が外部の見易いところに正確に明記し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、き損、その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者の負担とする。

第9条 貨幣、紙幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨とう品等の高価品に対しては、委託者は、その中古の品名及び価額を明告した場合の外、当社の責によって生じた損害であっても貴重品としての賠償の責を負わない。

第10条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけるか、若しくは、これに代る標示をするものとする。

(2) 当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引き受けることがある。

第11条 当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合において生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

第12条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。ただし、委託者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。

第13条 何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しない。

第14条 当社は、次の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

1. 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
2. 委託者から特別の負担を求められたとき。
3. 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

第15条 当社は、次の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

1. 荷受人を確知し得ないとき。
2. 貨物引渡に関し争があるとき。
3. 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
4. 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

(2) 当社は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知するものとする。

第16条 当社は充分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第17条 当社は、別段の指図が書面より明らかにされてないときは、他の貨物と混載することができる。

第18条 当社は、運送賃、立替金その他の費用の支払いを受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生

ずることがあっても当社は、その責を負わない。

第19条 当社が賠償の責を負う場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に限る。

(2) 当社が、当社又は、その使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責を負わない。

(3) 前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又は、その使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

第20条 当社は、次の事由によって生じた貨物の滅失、き損、延着については損害賠償の責を負わない。

1. 委託者の故意又は過失。
2. 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強窃盗、押買、海賊、その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の施行。
3. 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事務所閉鎖、その他これに準じる理由。
4. 貨物の性質又は瑕疵。
5. 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は、荷札の不備。
6. 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵。
7. 虫害、鼠害、汚損、熱気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。
8. 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故。
9. 荷役中の降雨、荒天又は、高波浪。

第21条 当社の、責となる事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として損害実額を賠償する。

(2) 前項の場合において損害額について争がある場合は、海上運送約款の定めにより、定めのない場合は公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。

第22条 当社の責となる事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によってこれを行うものとする。

第23条 当社は異議なく貨物を引渡した後は、その貨物については、いかなる責も負わない。

第24条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。

(2) 前項における運賃及び料金については、荷役料金、半夜荷役料金、日曜日・祝祭日荷役料金、土曜日荷役料金等を含むものとする。

第25条 当社は、港湾運送引受の際にその運賃及び料金の一部を、完了の際に残額を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第26条 第7条第1項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受けるものとする。

(2) 第7条第1項及び第3項の規定により廃業その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受けるものとする。

第27条 委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。

この港湾運送約款は、平成12年11月1日から実施する。